

未来につなぐ、あなたの想いと一生涯のあんしんを。  
通貨がえらべる一時払終身保険

未来につなげる  
¥ \$ AU\$  
終身保険

ご契約の検討・お申込みに際しては、次の資料をあわせてご覧ください。

(🌐マークの資料は、事前にマニユライフ生命ホームページで閲覧できます。)

契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)🌐 ご契約のしおり/約款🌐 設計書

※契約者が法人となる場合は、次の資料もご覧ください。

法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと

くわしくは、外貨建保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。

マニユライフ生命の担当者・募集代理店(生命保険募集人)は、お客さまとマニユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者です。保険契約締結の代理権はありません。したがって、契約はお客さまからのお申込みに対してマニユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき外貨建保険販売資格を登録した募集人のみがこの保険を取り扱えます。

募集人の権限等の確認は、マニユライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

商品パンフレット



この商品はマニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。  
預金とは異なり、元本割れすることがあります。

解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。

マニユライフ生命保険株式会社

●担当は



マニユライフ生命コールセンター

0120-063-730

受付時間9:00~17:00(土日祝・12/31~1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp

 **Manulife**  
マニユライフ生命



大切なご家族と、  
ご自身の将来について、  
このような想いは  
ありませんか？

- インフレや資産価値の変動が心配
- 大切な資産を家族にのこしたい
- 万一の場合にそなえたい

そんな想いを  
しっかりサポートする  
終身保険です

未来につなげる  
終身保険



## この冊子の構成



P.15(用語説明)に説明  
がある本文中の用語には、  
このマークを付けています。

しくみ ..... P.3  
この保険の基本的なしくみ

リスク ..... P.11  
ご注意いただきたいリスク

活用のしかた ..... P.5  
死亡保険金の活用ポイント

費用 ..... P.13  
お客さまにご負担いただく費用

各種取扱い ..... P.7  
保険金の支払事由や、クーリング・オフ等

用語説明 ..... P.15  
この保険特有の用語や、難しい用語の説明

外貨建保険のギモンをスッキリ解決!!  
「なぜ?ナニ?ガイカ」

動画でわかりやすく



# しくみ



通貨をえらんで万一の保障を確保します。  
一時払保険料より大きな保障が一生涯つづきます。

## 1：通貨をえらんで運用

契約時に、運用する通貨(契約通貨)を選びます。  
一時払保険料から契約初期費用<sup>①</sup>を差し引いた金額を積立金<sup>①</sup>として、契約日に適用される積立利率<sup>①</sup>で運用します。

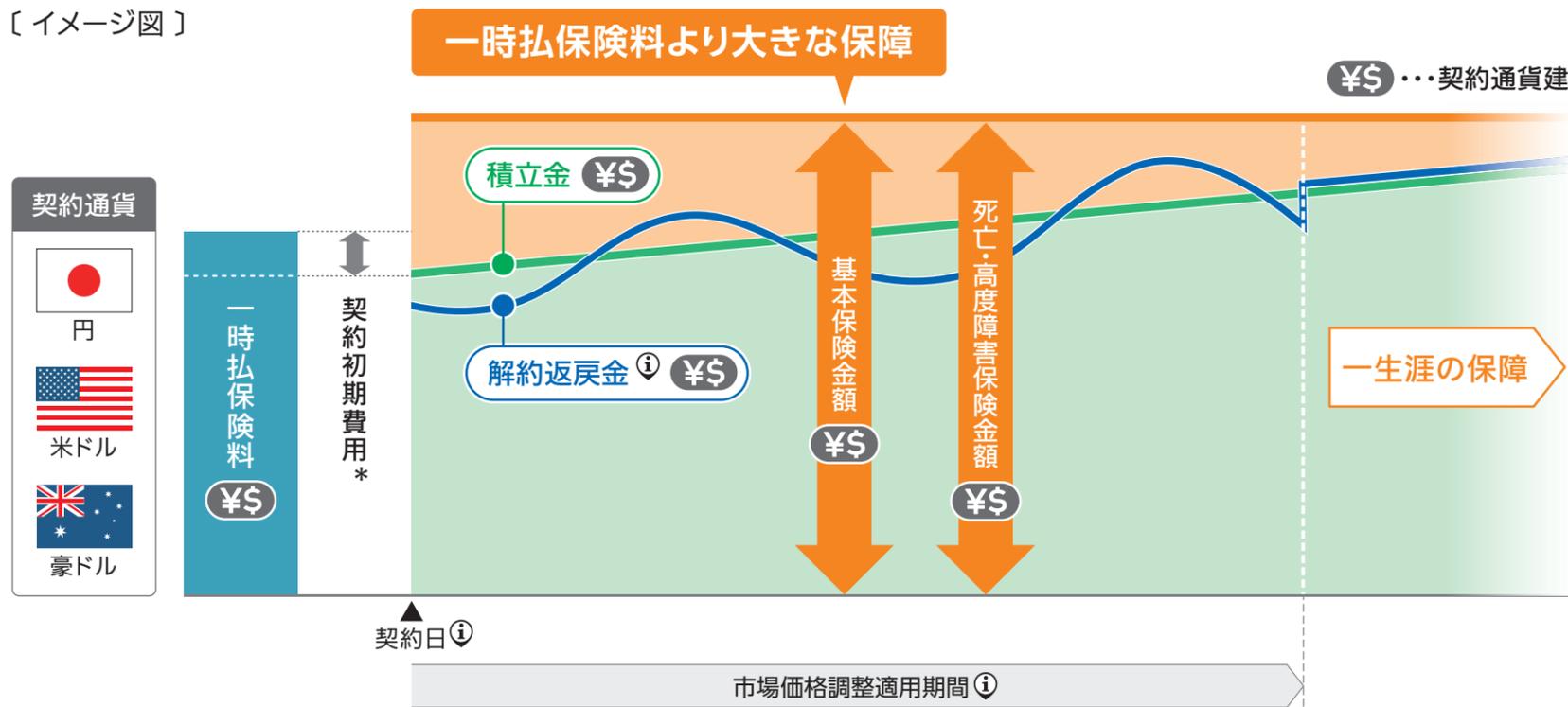
## 2：契約時から大きな保障

契約時に、一時払保険料より高い基本保険金額<sup>①</sup>が設定されます。  
そのため、契約時から大きな保障を確保できます。

## 3：一生涯つづく安心

大きな保障は一生涯継続します。  
もしもの時に備えられ、安心が途切れることはありません。

〔イメージ図〕



\*一時払保険料の3.40~8.50%を控除。

※図は契約内容の変更がなかった場合のイメージです。具体的な数値は「設計書」をご覧ください。  
※契約時の金融情勢等の影響により、一部の契約通貨・契約年齢について取扱いを見合わせる場合があります。

- リスクのある商品です。  
解約時の市場金利<sup>①</sup>、為替相場<sup>①</sup>の変動により損失が生じるおそれがあります。  
→参照 くわしくはP.11をご覧ください。
- 費用がかかります。  
契約の締結・維持や死亡保障等に必要費用、外貨の取扱いによる費用があります。  
→参照 くわしくはP.13をご覧ください。
- 積立利率はこの保険の実質的な利回りではありません。  
積立金の計算時に、死亡保障等に必要費用を控除します。



この保険で受取れる死亡保険金は、相続対策に活用できます。  
万が一の際に、ご家族に大切な資産をつなぐことができます。

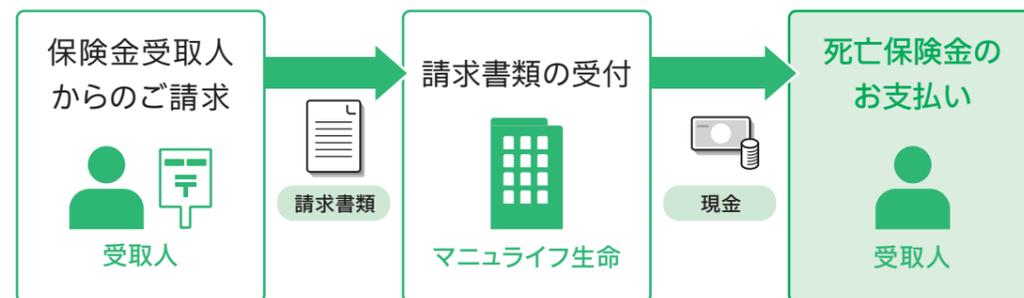
## ■ お金に名前をつけてのこす

あらかじめ保険金受取人や受取割合を指定することで、**お金に名前をつけてのこせます**。  
のこしたい人にのこすことができ、円満な遺産分割に役立ちます。

※保険金受取人については、後のご家族間でのトラブルを避けるためにも、お客さまの個別の状況等に応じて十分に検討のうえご指定ください。相続や遺産分割等については、弁護士等の専門家にご相談ください。

## ■ スムーズに現金化

死亡保険金は**保険金受取人の固有財産となり、原則として遺産分割協議の対象外\***のため、スムーズに現金化できます。  
まとまった現金が必要な場合に役立ちます。



〔まとまった現金が必要になる場合の例〕

- 葬儀費用
- ご遺族の当面の生活費
- 相続税の納税資金(原則、相続発生後10ヵ月以内に現金で一括納付)

\*相続人の間で著しい不公平がある場合、保険金受取人の固有財産とみなされない場合があります。

## ■ 相続税の非課税枠

契約者と被保険者が同一の場合、死亡保険金は**相続税**の課税対象となります。  
保険金受取人が法定相続人(配偶者・子等)のときは、「**死亡保険金の非課税枠**」の適用により、相続税を軽減できます。



※「死亡保険金の非課税枠」の適用には、所定の条件を満たす必要があります。(相続税法第12条)  
※税務上の取扱いは、2023年12月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。  
個別の税務等の詳細は、税務署や税理士等の専門家にご確認ください。

## コラム 死亡保険金で受取る場合にかかる相続税

あらかじめ「誰に」「いくら」のこすかを決め、死亡保険金の非課税枠を適用できます。  
次の例のように、現金で受取る場合と、死亡保険金で受取る場合は、相続発生時に相続税の評価額が異なります。

〔例〕

相続発生時

**現金1,500万円を受取る場合**

全額が相続税の評価額となるため、  
**相続税の評価額: 1,500万円**

**死亡保険金1,500万円を受取る場合**

〔例〕【契約者・被保険者】本人 【死亡保険金受取人】妻  
法定相続人: 3人(妻、子2人)

死亡保険金の非課税枠  
(500万円×3人=1,500万円)適用で、  
**相続税の評価額: 0円**

※他に生命保険契約がない場合に限りです。  
※死亡保険金の非課税枠について、わかりやすく説明するための例示です。  
死亡保険金額が非課税枠を超えた場合は課税対象となります。

# 各種取扱い

## ■ 保障内容

被保険者が責任開始期(契約の保障が開始する時期)以後に次の支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。保険金をお支払いした場合、契約は消滅します。

| 保険金     | 支払事由                       | 支払金額   | 受取人      |
|---------|----------------------------|--|----------|
| 死亡保険金   | 死亡したとき                     | 次のいずれか大きい額<br><b>1</b> 基本保険金額<br><b>2</b> 解約返戻金額 | 死亡保険金受取人 |
| 高度障害保険金 | 傷害または疾病により所定の高度障害状態に該当したとき |  | 被保険者     |

## ■ 保険期間

終身

## ■ 契約年齢範囲

30～89歳(満年齢)

## ■ 保険料払込方法

一時払のみ

※マニライフ生命が指定する金融機関の口座への送金に限定しています。

## ■ 基本保険金額

● 次の要素等に基づいて、マニライフ生命の定める方法で計算します。

- ・ 被保険者の契約年齢、性別
- ・ 一時払保険料
- ・ 契約日の積立利率

※ただし、契約後に基本保険金額を減額した場合は、減額後の金額となります。

● 最高額：7億円相当額

※契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、契約日におけるマニライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額です。

※被保険者の契約年齢・職業等や、マニライフ生命の保険商品の加入状況により異なります。

● 取扱単位：100円／1米ドル／1豪ドル

## ■ 取扱通貨

**契約通貨** この保険の運用は契約通貨で行います。

● 契約時に、契約通貨を3つの通貨から選択できます。



※契約後の変更はできません。

● 最低保険料

| 円     | 米ドル       | 豪ドル       |
|-------|-----------|-----------|
| 200万円 | 20,000米ドル | 20,000豪ドル |

● 取扱単位

10,000円／100米ドル／100豪ドル

● 死亡・高度障害保険金や解約返戻金等は、契約通貨でお支払いします。「円支払特約B型」を付加すると、円で受取れます。

**保険料の払込通貨** 契約通貨に外貨を選択した場合、保険料の払込通貨を選べます。

● 契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、保険料の払込通貨を5つの通貨から選択できます。契約通貨が円の場合、円のみとなります。



● 取扱単位(契約通貨と異なる場合)

10,000円／100米ドル／100豪ドル／100ユーロ／100ニュージーランドドル

※契約通貨の一時払保険料の取扱単位は、0.01米ドルまたは0.01豪ドルとなります。

次のページへ続く →

# 各種取扱い



## ■ 主な特約

| 特約   | 内容  |
|--|---|
| [ 必須付加 ]<br><input type="checkbox"/> 円特約B型 <input type="checkbox"/> 米ドル特約B型<br><input type="checkbox"/> 豪ドル特約B型  | 付加したいいずれかの特約の通貨を契約通貨として取扱います。                         |
| [ 契約通貨:米ドル/豪ドル ]<br>保険料の払込通貨に関する特約<br><input type="checkbox"/> 保険料円入金特約B型 <input type="checkbox"/> 保険料米ドル入金特約B型<br><input type="checkbox"/> 保険料豪ドル入金特約B型 <input type="checkbox"/> 保険料ユーロ入金特約B型<br><input type="checkbox"/> 保険料ニュージーランドドル入金特約B型 | 契約通貨建の保険料を、付加したいいずれかの特約の通貨で払込みいただきます。                 |
| [ 契約通貨:米ドル/豪ドル ]<br>円支払特約B型  | 死亡保険金、解約返戻金等を円で受取れます。                                 |
| 指定代理請求特約   | 被保険者が受取人となる保険金を、被保険者が請求できない特別な事情があるときに指定代理請求人が請求できます。 |
| リビング・ニーズ特約   | 被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されたとき、死亡保険金を特約保険金として被保険者が受取れます。       |

## ■ 健康状態等の告知

健康状態等についての告知が必要です。

基本保険金額と一時払保険料の差額が、告知書扱の加入限度額を超えた場合、告知に代えて、次の①②両方が必要です。

- ① 医師による診査、または健康診断書の提出
- ② 専用の告知書による告知



告知項目にすべて当てはまらない場合でも、職業・体格等によっては、お引受けできないことがあります。または特別な条件をつけてお引受けする場合があります。

## ■ クーリング・オフ

契約の申込みの撤回または解除ができます。

この場合、払込んだ金額を保険料の払込通貨でお返しします。

### クーリング・オフ期間

次の①②のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内

- ① 申込書の記入日\*
- ② 一時払保険料相当額の払込日

\*タブレット等の情報端末を利用した申込みの場合、その端末により申込手続きをした日

※マニユライフ生命が指定する医師による診査後や、契約者が法人の場合等は、クーリング・オフはできません。

## ■ 解約・基本保険金額の減額

契約を解約または基本保険金額を減額した場合、解約返戻金を受取れます。

解約返戻金額は、解約計算基準日・減額計算基準日\*<sup>1</sup>における次の①②に基づいて計算します。

- ① 積立金額
- ② 市場価格調整率\*<sup>2</sup>

\*<sup>1</sup> マニユライフ生命が解約・減額の請求を受け付けた日。ただし、書類の提出以外の方法(マニユライフ生命の定める方法に限り)により請求を行った場合は、請求をマニユライフ生命が受け付けた日。

\*<sup>2</sup> 市場価格調整適用期間経過後は、市場価格調整<sup>①</sup>を適用しません。



- 解約した場合、保障はなくなり、契約は消滅します。
- 基本保険金額を減額した場合、基本保険金額と同じ割合で積立金額も減額されます。

解約返戻金と市場価格調整の関係を  
わかりやすく解説!

動画でわかりやすく



# リスク



この保険は、解約時の市場金利、為替相場の変動などの影響を受けるため、**元本割れする可能性があります。**

これらのリスクは契約者または受取人が負います。

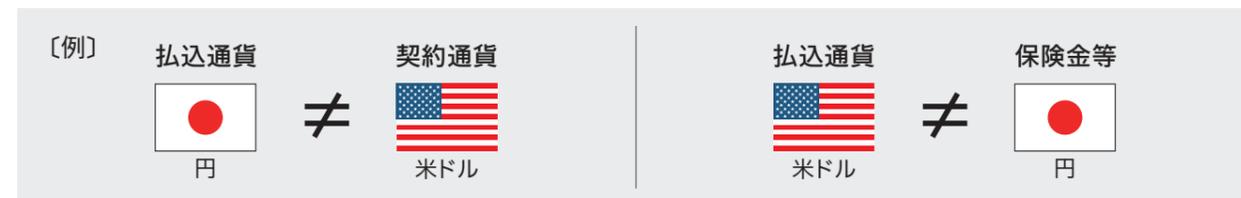
この保険には次のリスクがあり、**損失が生じるおそれがあります。**

## 解約リスク

| 原因  | 内容                        |
|---|---------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約初期費用の控除</li> <li>● 市場価格調整</li> </ul> | 解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。 |

## 為替リスク〔契約通貨:米ドル/豪ドル〕

次のように取扱通貨が異なる場合に、為替相場の変動の影響を受けます。



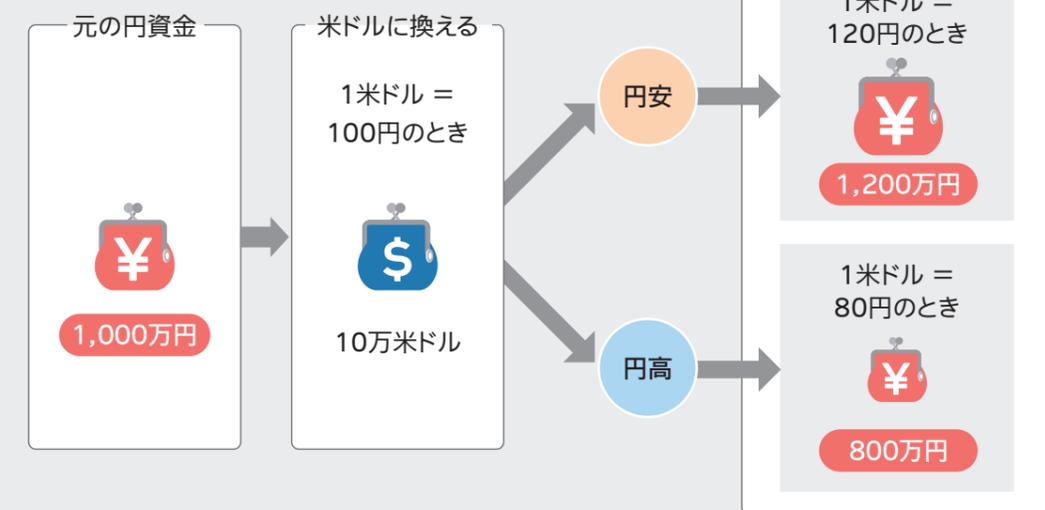
| 原因                | 内容  |
|-------------------|---|
| 外貨での運用による為替相場の変動* | 保険料の払込通貨で換算した死亡保険金額等が、お支払いいただいた金額を下回ることがあります。 |

\*為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

## コラム 為替リスクの具体例

次の例のように、元の資金1,000万円を米ドルに換え、再度円に戻すと、為替の影響により受取る金額が異なります。円に戻す時に円安だと、受取額は1,200万円となり、元の資金よりも増えます。しかし、円に戻す時に円高だと、受取額は800万円となり、元の資金より少なくなります。

〔例〕



※為替相場の変動をわかりやすく説明するための例示です。  
為替手数料は考慮していません。



## 契約初期費用

| 内容            | 費用                               | 方法             |
|---------------|----------------------------------|----------------|
| 保険契約の締結に必要な費用 | 契約年齢*および契約通貨に応じた割合を、一時払保険料に乗じた金額 | 契約日に一時払保険料から控除 |

\*年増法<sup>①</sup>でお引受けする場合は、被保険者の契約年齢にマニュアル生命の定める年数を加えた年齢とします。

### ● 契約年齢および契約通貨に応じた割合

| 契約年齢   | 契約通貨  |         |
|--------|-------|---------|
|        | 円     | 米ドル/豪ドル |
| 34歳以下  | 4.50% | 8.50%   |
| 35～39歳 | 4.40% | 8.25%   |
| 40～44歳 | 4.30% | 8.00%   |
| 45～49歳 | 4.20% | 7.75%   |
| 50～54歳 | 4.10% | 7.50%   |
| 55～59歳 | 4.00% | 6.80%   |
| 60～64歳 | 3.90% | 6.10%   |
| 65～69歳 | 3.80% | 5.40%   |
| 70～74歳 | 3.70% | 4.70%   |
| 75～79歳 | 3.60% | 4.00%   |
| 80～84歳 | 3.50% | 3.90%   |
| 85歳以上  | 3.40% | 3.80%   |

## 保険関係費

| 内容                               | 費用                             | 方法                 |
|----------------------------------|--------------------------------|--------------------|
| 保険契約の締結・維持に必要な費用<br>(新契約費率、維持費率) | 契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。 | 積立利率の設定時、あらかじめ差し引く |
| 死亡保障・高度障害保障のための費用                |                                | 積立金の計算時、控除         |

## 為替手数料

| 内容                                  | 費用  | 方法          |
|-------------------------------------|---|-------------|
| 一時払保険料を契約通貨と異なる外貨で払込む際*にかかる費用       | 50銭<br>〔為替レート〕<br>契約通貨のTTM <sup>①</sup> ÷<br>(保険料の払込通貨のTTM - 50銭) | 為替レートに含んで控除 |
| 保険料円入金特約B型を付加して、一時払保険料を円で払込む際にかかる費用 | 50銭<br>〔為替レート〕<br>TTM + 50銭                                       |             |
| 円支払特約B型を付加して、保険金等を円で支払う際にかかる費用      | 米ドル：1銭<br>豪ドル：3銭<br>〔為替レート〕<br>米ドル：TTM - 1銭<br>豪ドル：TTM - 3銭       |             |

\*「保険料円入金特約B型」以外の「保険料の払込通貨に関する特約」を付加します。

※2024年4月現在。為替手数料は、将来変更することがあります。

※金融機関で通貨交換を行う際にも為替手数料がかかります。また、一時払保険料を外貨で払込む際や保険金等を外貨で受取る際、送金手数料・引出手数料等がかかる場合があります。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。

### コラム 為替手数料の具体例

為替手数料とは、「円から米ドル」のように、異なる通貨に換える際にかかる手数料のことです。次の例のように、円を両替して1,000米ドルにしたい場合、100,500円が必要になります。このうち為替手数料は500円になります。

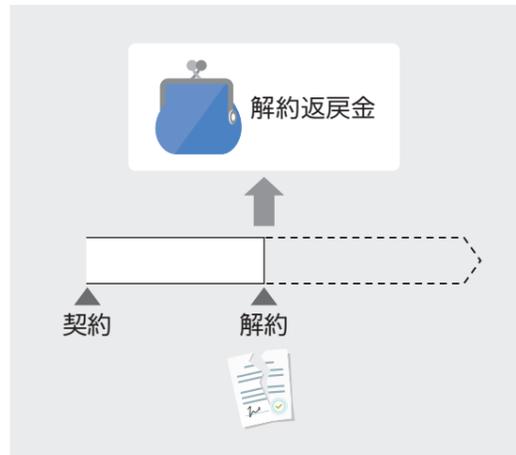
〔例〕 ● 1米ドル=100円 ● 1米ドルあたりの為替手数料：50銭  
1,000米ドル × (100円 + 50銭) = 100,500円 ➡ 為替手数料は 500円

※為替手数料をわかりやすく説明するための例示です。



かいやくへんれいきん(がく)  
■ **解約返戻金(額)**

解約したときに、契約者に払戻すお金のことです。



かわせ (かわせそうば)  
■ **為替レート(為替相場)**

ある国の通貨を他の国の通貨に交換するときの取引価格のことです。  
その国の経済情勢の変化や個別のニュース等に反応して日々変動しています。

きほんほけんきんがく  
■ **基本保険金額**

死亡・高度障害保険金をお支払いする際に基準となる金額です。

けいやくしょきひよう  
■ **契約初期費用**

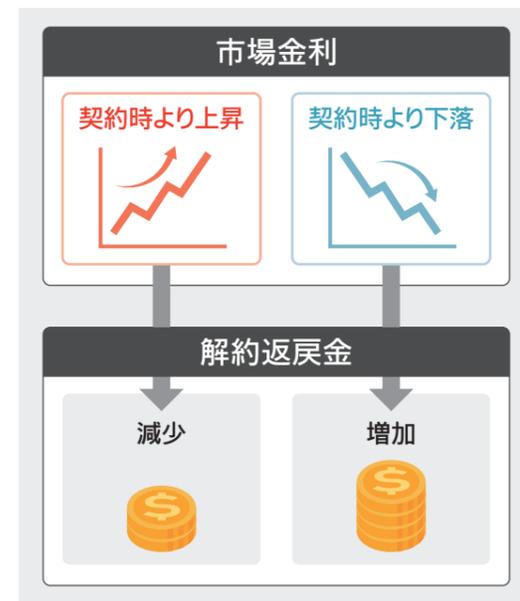
保険契約の締結に必要な費用です。

けいやくび  
■ **契約日**

期間・年齢等の計算の基準となる日のことです。健康状態等の告知と一時払保険料相当額の払込みが、両方完了した日となります。

しじょうかかくちょうせい  
■ **市場価格調整**

市場金利の変動に応じた運用資産の価値を、解約返戻金額に反映させるための手法です。契約時と比べて市場金利が上昇した場合は解約返戻金額が減少し、下落した場合は解約返戻金額が増加することがあります。



しじょうかかくちょうせいてきようきかん  
■ **市場価格調整適用期間**

市場価格調整が適用される期間のことです。次のいずれか短い期間になります。

- ・ 契約日からその日を含めて20年を経過する日までの期間
- ・ 契約日から被保険者の年齢が90歳となる契約当日の前日までの期間

〔例〕 契約年齢が40歳の場合  
契約日からその日を含めて20年を経過する日までの期間



〔例〕 契約年齢が75歳の場合  
契約日から被保険者の年齢が90歳となる契約当日の前日までの期間



しじょうきんり  
■ **市場金利**

金融機関同士でのお金の取引に適用される、標準的な金利です。  
景気や物価等の動きにより変動します。

つみたてきん(がく)  
■ **積立金(額)**

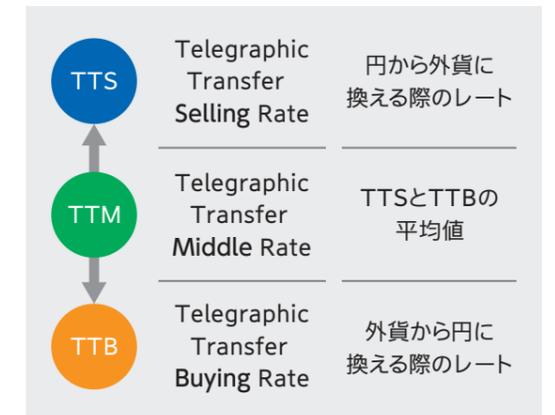
将来の死亡・高度障害保険金をお支払いするために、保険料の中から積み立てたお金です。

つみたてりりつ  
■ **積立利率**

死亡・高度障害保険金のために、積み立てているお金に適用される利率です。契約日に適用された積立利率は変わりません。

ていーていーえむ  
■ **TTM**

「Telegraphic Transfer Middle Rate」の略で、「対顧客電信売買相場の仲値(基準となるレート)」のことです。  
TTMは、TTSとTTBの平均値で、銀行等が取引に使う基準値のレートになっています。



ねんましほう  
■ **年増法**

契約の引受にあたり、被保険者の健康状態等により特別な条件をつける方法のひとつです。被保険者の実際の契約年齢にマニユライフ生命の定める年数を加えた年齢にして、基本保険金額および積立金等を計算します。



## 無料の付帯サービス / メディカルリリーフ プラス

ティーベック(株)が  
提供するサービス

くわしい内容は、契約後、保険証券に同封した  
チラシをご覧ください。

### メディカルソムリエ

〔利用対象者〕被保険者

#### セカンド オピニオン 手配サービス

この治療でよいか、他に治療はないか。納得の治療を選択するためのセカンドオピニオンを手配します。専門医との面談手配のほか、お住まいや病状等の理由で外出が難しい場合は専門医とのオンライン面談あるいは電話相談の手配も可能です。

※お客さまの病状・症状やご希望等を伺い、医療機関の受け入れ可否確認を行い、セカンドオピニオンの予約代行をするサービスです。電話でのセカンドオピニオンでは、専門医の紹介はありません。

#### 受診 手配サービス

通院先の医療機関では対応できない専門的な治療が必要な場合に、その治療を受けられる医療機関を探し、受診手配します。

※ティーベック株式会社が適当と判断した場合に限り、指定する医療機関へ手配します。希望すれば受けられるものではありません。

### メディカルほっとコール24

〔利用対象者〕被保険者とそのご家族  
※利用できる「ご家族」は1親等以内です。

健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等に関する電話相談を24時間年中無休で、医師・看護師等のスタッフが受けします。



「plus Baton」\*に登録すると、チャットによる健康相談やセカンドオピニオン手配等のWeb申込み機能等が利用できます。

\*利用するには、ティーベック株式会社が運営する会員制Webサイト「plus Baton (プラスバトン)」に登録する必要があります。

※このサービスは、ティーベック株式会社が提供します。サービス利用の結果について、マニユライフ生命は責任を負いかねます。

※サービス内容は予告なく変更・中止する場合があります。利用者の状況または相談内容によっては、相談を制限・停止する場合があります。利用の際の諸条件等がありますので、ご不明な点はお問い合わせください。

※利用の際、ティーベック株式会社が取得した個人情報は、サービス提供以外の目的で使用しません。ただし、利用対象者確認のため、マニユライフ生命に提供することがあります。なお、ご本人の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。

# AFTER SERVICE

## アフターサービス

Manulife  
マニユライフ生命

マニユライフ生命が  
提供するサービス

### インターネット

マイページ  
[mypage.manulife.co.jp](http://mypage.manulife.co.jp)

ご登録はこちら



- 契約内容のご照会
- 住所・電話番号の変更等、各種手続き
- 控除証明書の電子データ等のダウンロード
- チャットのご利用 等

### お電話

コールセンター  
0120-063-730

受付時間9:00～17:00  
(土日祝・12/31～1/3は除く)

- 各種利率・特約の為替レートのご案内
- 契約内容のご照会、ご変更
- 各種手続きのご案内
- 各種手続き書類のご請求 等

